

第九十五号議案

江戸川区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年十一月二十七日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

江戸川区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年十月江戸川区条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表議長の項中「九五六、〇〇〇円」を「九一八、七〇〇円」に改め、同表副議長の項中「八〇七、〇〇〇円」を「七八八、五〇〇円」に改め、同表委員長の項中「六六一、〇〇〇円」を「六五八、七〇〇円」に改め、同表副委員長の項中「六四一、〇〇〇円」を「六三一、六〇〇円」に改め、同表議員の項中「六二一、〇〇〇円」を「六〇九、七〇〇円」に改める。

第五条第二項中「、又は」を「又は」に改める。

第八条第一項中「三月一日、」を削り、「、失職」を「し、失職し、」に改め、同条第二項中「三月に支給する場合には百分の二十五、六月に支給する場合には百分の百五十五、十二月に支給する場合には百分の百五十五」を「百分の百八十七・五」に、「三月以内（基準日が十二月一日であるときは、六月以内）」を「六月以内」に改め、同項の表を次のように改める。

在職期間		割合
六月	三月以上六月未満	百分の百
		百分の六十

三月未満

百分の三十

第八条第三項中「退職」を「退職し、」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年一月一日から施行する。ただし、第八条の改正規定は、同年四月一日から施行する。

（令和七年三月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和七年三月に支給する期末手当に関する江戸川区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第八条第二項の規定の適用については、同項中「それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在）における」とあるのは「江戸川区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（令和 年 月江戸川区条例第 号）」による改正前の江戸川区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」と読み替えるものとする。

(説明)

江戸川区特別職報酬等審議会の答申に基づき、江戸川区議会議員の報酬の月額及び期末手当の年間支給月数を改定するとともに、令和七年度以降における三月期の期末手当を廃止するほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。